

宇都宮市部活動方針

～適切な部活動の在り方～

平成30年10月

宇都宮市教育委員会

目次

1	策定の趣旨	1
2	基本的な考え方	2
3	適切な運営のための体制整備	3
	（1）部活動の方針の策定等	
	（2）指導・運営に係る体制の構築	
4	部活動における安全管理の徹底	4
5	合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	5
	（1）適切な指導の実施	
	（2）体罰等の根絶に向けた取組	
	（3）部活動用指導手引の普及・活用	
6	適切な休養日等の設定	7
7	生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化活動の環境の整備	8
	（1）生徒のニーズ等を踏まえた部活動の環境の整備	
	（2）地域との連携等	
8	学校単位で参加する大会等の見直し	9
9	終わりに	9
	【宇都宮市部活動方針概要版】	
	中学校における子どもたちのための部活動	10

1 策定の趣旨

学校の部活動は、学校教育の一環として位置付けられた活動であり、学年や学級の枠を越えて、同じ活動に興味・関心がある同好の生徒が自主的に参加するものであり、そこでは、生徒がスポーツや文化・科学等に触れながら、自己の能力に応じてより高い水準の技術や記録を目指し、互いに教えあったり、励まし合ったりしながら、楽しさや喜びを味わうことができる。また、自主性や社会性を育てたり、互いを思いやる心や人間関係をはぐくんだりする効果も期待できる。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として教育的意義が大きい。

しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えており、とりわけ、少子化が進展する中、部活動においては、従前と同様の運営体制では維持することが困難な状況が生まれている。

また、適切な休養を伴わない、行き過ぎた活動により生徒や教師に様々な弊害をもたらし、生徒のバランスのとれた生活や健やかな成長に支障をきたすことが懸念されると同時に、教師の多忙化の一因ともなっている。

本市教育委員会では、これまで、平成14年度に「中学校における子どもたちのための部活動（部活動指針）」を作成し、活動内容や土日祝日等の活動など適切な部活動の在り方について示してきたほか、技術指導が困難な部活動に対して地域指導者を派遣するため、平成15年度には「宇都宮市部活動地域指導者活用事業」を実施するなど、部活動の活性化に努めてきた。また、こうした取組を効果的なものとするため、平成23年度には、実際の学校現場で部活動の指導者が有効に活用できる「手引書」となる「部活動指導者ハンドブック」を作成し、適切な運動部活動の運営に向けた取組を推進してきた。さらに、平成30年度には、部活動指導全般・大会等における監督及び引率等を職務とする部活動指導員を顧問として派遣する「部活動指導員派遣事業」を実施し、部活動の充実・活性化を図ってきた。

こうした中、平成30年3月にスポーツ庁が作成した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）を受け、平成30年9月に「栃木県運動部活動の在り方に関する方針」（以下、「県の方針」という。）が策定された。本市においては、これらを踏まえ、生徒のバランスのよい生活への配慮や教員の負担軽減の視点などから、部活動の在り方について徹底を図るため、これまでの「宇都宮市部活動指針」に替え、「宇都宮市部活動方針」として策定した。なお、「国のガイドライン」及び「県の方針」は、運動部を対象とするものであり、文化部を対象としたものについては、平成30年度中に文化庁より示される予定であるが、本市では、これまで運動部・文化部の区別なく、部活動全般について指針を示してきており、今回策定した方針においても、これまで同様、部活動全般について示している。

今後、各学校は、「市の方針」に則り、「学校の方針」をまとめ、休養日や活動時間等を公表するとともに、方針に沿った運用の徹底を図るものとする。また、市教育委員会は、本方針に基づく各学校の部活動に関する取組状況について、定期的にフォローアップを行い、その結果を踏まえて、さらなる適正な部活動の推進に継続して努めていく。

2 基本的な考え方

(1) 部活動とは

部活動とは、学校教育の一環として位置づけられた教育課程外の学校教育活動であり、校長が認めた指導者（部活動顧問）のもと、主に放課後や休日等に行われる活動であり、スポーツや文化、科学等に興味・関心をもつ同好の生徒が自主的に参加するものであり、部員相互の切磋琢磨や自己の能力に応じてより高い水準の知識、技術や記録を追求することを通して、活動そのものの楽しさや喜びを味わうとともに、豊かで充実した学校生活を創造するものです。

(2) 部活動の位置づけ

部活動は学校が計画・実施する教育活動のうち、教育課程外の活動の一つです。

学校の教育活動	
教育課程	教育課程外
・各教科 ・総合的な学習の時間等 ・特別活動 (学習指導要領に基づくもの)	・部活動 ・休み時間 ・その他 (学校が計画するもの)
学校管理下の範囲	

※新学習指導要領 第1章総則 第5学校運営上の留意事項1のウ（抜粋）

教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。

(3) 本市における部活動のねらい

ア 生涯をとおして実践できるスポーツ・文化活動に関する知識や技能の習得を図り、生涯学習の基礎を培う。

イ 友だちや、異学年の生徒・顧問等とのかかわりを通して、豊かな人間関係を構築し、社会性や協調性を身に付ける。

ウ 自主的・自発的にスポーツ・文化活動に取り組み、自己の目標に向かって努力することにより、強い精神力や忍耐力を身に付ける。

3 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア 校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。その際、魅力ある学校づくり地域協議会等を活用して幅広く意見を聴取し、理解と協力が得られるよう努める。

部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

イ 校長は、上記アの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表し、生徒及び保護者へ周知する。

部活動顧問は、作成した年間の活動計画を保護者会等で周知し、保護者の理解を得るとともに、毎月の活動計画についても配布し、生徒が見通しを持って活動できるよう配慮する。

ウ 本市教育委員会は、上記アに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

イ 本市教育委員会は、各学校の生徒や教師の数などの実態等を踏まえ、部活動指導員^{※1}及び外部指導者の積極的な任用・配置に努める。

なお、部活動指導員及び外部指導者の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、体罰や生徒の人格を傷つける言動は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修等を行う。

^{※1} 部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員（義務教育学校後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については当該規定を準用）。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

ウ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化活動を行うとともに、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 本市教育委員会は、県教育委員会、県・市中学校体育連盟・中学校文化連盟等と連携し、部活動顧問を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

カ 本市教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日文科科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

4 部活動における安全管理の徹底

ア 本市教育委員会及び校長は、部活動について、生徒の安全を第一に、部活動顧問及び外部指導者が安全に対する意識を高められるよう、日頃から活動中に起きた「ヒヤリ・ハット^{※2}」事例等を活用するなど安全対策を講じる。

※2 「1 件の重大な事故・災害の背後には、29 件の軽微な事故・災害があり、その背景には 300 件の事故につながりかねない、いわゆる「ヒヤリ・ハット」事象がある」という労働災害に対する経験則の一つで「1:29:300 の法則」ともいわれている。アメリカの損害保険会社に勤務していたハーバート・ウィリアム・ハインリッヒが、1929 年に出版した論文の中で発表したことから「ハインリッヒの法則」と呼ばれている。

イ 部活動顧問や外部指導者は、生徒はまだ自分の限界、心身への影響等について十分な知識や技能をもっていないことを前提として、計画的な活動により、各生徒の発達の段階、体力、習得状況等を把握し、無理のない練習となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認、関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療関係者等への連絡体制を整備する。

また、生徒自身が、安全に関する知識や技能について、保健体育等の授業で習得した内容を活用、発展させたり、新たに身に付け、積極的に自分や他人の安全を確保できたりするように指導する。

ウ 部活動中、部活動顧問は生徒の活動に立ち会い、直接指導することを原則とするが、やむを得ず直接練習に立ち会えない場合には、他の教員と連携・協力したり、あらかじめ部活動顧問と生徒との間で約束された安全面に十分に留意した内容や方法で活動させ、部活動日誌等により活動内容を把握できたりするよう努める。このためにも、部活動顧問は日頃から生徒が練習内容や方法、安全確保のための取組を考え、理解できるような指導を心掛ける。

エ 校長及び部活動顧問は、天候の急変などに備えあらかじめ代替案を準備し、活動時の気象情報を確認して、危険と判断される場合には、ためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずる。

また、熱中症事故を予防するために、水分補給や健康観察を適切に実施する。特に高温・多湿時においては、「熱中症予防情報サイト」（環境省のホームページ）や「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等に基づき、活動の実施を判断する。

オ 大会やコンクール等による校外への移動については、原則として公共交通機関（貸し切りバス、タクシー等含む）を利用し、部活動顧問または部活動指導員の引率を厳守する。

5 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

（1）適切な指導の実施

ア 校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶に取り組む。

本市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 部活動顧問及び外部指導者は、休養を適切に取る必要があること、また、その活動内容に即しながら過度の練習が様々なリスクを高め、必ずしも能力や技術の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒が生涯を通じてスポーツ・芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目や各分野の特性を踏まえつつ、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行う。

特に運動部においては、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 体罰等の根絶に向けた取組

ア 本市教育委員会及び校長は、体罰やハラスメントは生徒の身体や心を傷つける人権侵害行為であるとの考えの下に、一体となって体罰等の根絶に向けた取組を進めるとともに、必要に応じて、本市中学校体育連盟・中学校文化連盟と連携を図りながら、生徒の自主性を尊重する先進的な指導法の研修を行なったり、指導者としてアンガーマネジメントを学んだりして、生徒理解に基づき、教職員が自信をもって適切な指導を行えるよう資質の向上に努めていく。

○ 部活動の指導において、以下(例)のような行為や発言は許されないものである。

(例)

(ア) 殴る、蹴る等の身体に対する侵害を内容とするもの

(イ) 肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・ 長時間にわたって正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
- ・ 社会通念、スポーツ医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的・精神的負荷を課す。

(ウ) パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行うこと

(エ) セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行うこと

(オ) 身体や容姿に係ること、人格等を侮辱したり否定したりするような発言を行うこと

イ 校長及び部活動顧問は、本市教育委員会が平成25年11月に作成した体罰防止研修資料「体罰のない明るく風通しのよい学校を目指して」をもとに、部活動本来の趣旨と力に頼らない指導の在り方を確認するとともに、セルフチェックシートを利用して人権感覚の錬磨に努める。また、生徒や保護者に対しても適切な指導の在り方の啓発に努める。

(3) 部活動用指導手引の普及・活用

ア 部活動顧問は、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うために、競技団体等が作成した指導手引を活用し指導を行う。

イ 部活動顧問は、適切で効果的な指導を行うため、本市教育委員会作成の「部活動指導者ハンドブック」を活用し指導を行う。

6 適切な休養日等の設定

ア 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、部活動、学習、食事、休養及び睡眠などのバランスのとれた生活を送ることができるよう、また、長時間の部活動指導による教員の負担を軽減するため、以下を基準とする。なお、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究^{※3}においては、望ましい休養日の設定や活動時間における上限について示している。

① 休養日の設定

- ア) 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で休養日が確保できない場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- イ) 長期休業中は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ウ) 大会・コンクール前において、基準どおりに休養日が確保できない場合には、その前後に代替の休養日を確保し、生徒の身体的な疲労などに留意して、長期間連続して活動することがないようにする。

② 活動時間

- ア) 1日の活動時間は、長くとも平日で2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- イ) 朝練習を行う場合には、部活動顧問は季節や生徒の通学時間などを考慮しながら、目的を持って短時間で効果的に実施できる計画を立て、生徒の健康、学校生活や授業に支障のない範囲で実施する。
- ウ) 練習試合や合同練習会等で基準の活動時間を超えて活動する場合には、生徒の健康管理に十分配慮し、1日のうちに休養時間を適切に設定するとともに、別の日の活動時間を減らすなど、週当たりの活動時間にも留意する。

※3 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」(平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会)において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

イ 校長は、3(1)に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、本市教育委員会が策定した方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

ウ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、部活動共通、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

7 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化活動の環境の整備

(1) 生徒のニーズ等を踏まえた部活動の環境の整備

ア 校長は、生徒のスポーツ・文化活動に関するニーズは、技術等の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、現在の部活動が、障害のある生徒等を含めて生徒の潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動の設置について学校の実態に応じて検討する。

具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なる競技を行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。

イ 本市教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の部活動を設けることができない場合には、生徒のスポーツ・文化活動の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

ウ 校長は、部活動が生徒の自主的・自発的な活動であることから、生徒の入退部及び転部について、生徒の意思を尊重する。

エ 部活動顧問は、すべての生徒が取り組みやすい環境を作るため、部活動における経済的負担について、以下の内容について十分留意する。

(ア) 個人で購入する物品については、高額なものを勧めることがないようにする。

(イ) 個人で使用する物品の購入が困難な場合には、それによって生徒の活動が制限されないよう、学校や部所有の物品を貸し出すなど、十分配慮する。

(ウ) 保護者会費や部費、大会参加費や交通費などの部活動運営に係る経費についても、保護者の経済的な負担を考慮する。

(2) 地域との連携等

ア 本市教育委員会は、生徒のスポーツ・文化活動の環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化活動の環境整備を検討する。

イ 校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ・文化活動の環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

8 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 大会等へ参加することは、日常活動の成果や課題を確認できるなど意義があることから、本市教育委員会は、合同部活動等の参加の機会など柔軟に対応できるよう大会主催者等に要請する。

イ 週末等に開催される様々な大会・コンクール等に参加することが、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、本市教育委員会は、学校の部活動が参加する大会・コンクール等の全体像を把握し、必要に応じて大会等の統廃合等を主催者に要請する。

ウ 校長は、部活動の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会・コンクール等を精査し、参加を承認する。

9 終わりに

各学校においては、安全で効果的な部活動の運営に心掛け、指導者の資質向上を図るとともに、部活動を通して、生徒が心身にわたる成長と豊かな学校生活の実現が図られるようにする。

本方針は、生徒の視点に立った、学校の部活動改革に向けた具体的取組について示すものであり、本方針をもとに、県教育委員会や市教育委員会、学校や保護者、関係機関等が連携をしながら、部活動が持続可能なものとなるよう適切に対応する必要がある。

なお、国のガイドラインにおいて、今後、少子化がさらに進むことを踏まえれば、ジュニア期におけるスポーツ・文化活動の環境の整備について、長期的には、従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められていることから、本市においても、こうした動きを注視しながら、さらなる適正な部活動の運営を推進していく。

【宇都宮市部活動方針概要版】～中学校における子どもたちのための部活動～

1 策定の趣旨

- 生徒のバランスのよい生活への配慮と教員の負担軽減の視点から、運動部・文化部の区別なく、部活動全般について本市共通の取組を定めた「宇都宮市部活動方針」を策定した。

2 基本的な考え方

- 部活動とは、学校教育の一環として位置付けられた教育課程外の学校教育活動である。
- 部活動のねらいは、生涯学習の基礎を培う・社会性や協調性を身に付ける・強い精神力や忍耐力を身に付けることである。

3 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

- ア 「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。部活動顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- イ 各部の活動方針及び年間の活動計画等を公表し、生徒及び保護者へ周知する。
- ウ 市は、各学校において活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。
- イ 市は、部活動指導員及び外部指導者の積極的な任用・配置に努める。なお、任用前及び任用後の定期において研修等を行う。
- ウ 学校全体として適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- エ 教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- オ 市は、部活動顧問並びに管理職を対象とする研修等の取組を行う。
- カ 法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

4 部活動における安全管理の徹底

- ア 日頃から活動中に起きた「ヒヤリ・ハット」事例等を活用するなど安全対策を講じる。
- イ 生徒の体調等の確認、関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療関係者等への連絡体制を整備する。また、積極的に自分や他人の安全を確保できるよう指導する。
- ウ 部活動顧問は、日頃から生徒が練習内容や方法、安全確保のための取組を考え、理解できるような指導を心掛ける。
- エ 環境条件（天候、気温など）について十分安全に配慮した活動とし、熱中症予防については、「熱中症予防運動指針」（（公財）日本スポーツ協会）等に基づき、活動の実施を判断する。
- オ 大会やコンクール等による校外への移動については、原則として公共交通機関を利用する。

5 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

- ア 事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶に取り組む。市は、これらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- イ 部活動顧問及び外部指導者は、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

(2) 体罰等の根絶に向けた取組

- ア 体罰やハラスメントは生徒の身体や心を傷つける人権侵害行為であるとの考えの下に、体罰等の根絶に向けた取組を進めるとともに、生徒理解に基づき、教職員が自信をもって適切な指導を行えるよう資質の向上に努める。
- イ 部活動本来の趣旨と力に頼らない指導の在り方を確認するとともに、人権感覚の錬磨に努める。また、生徒や保護者に対しても適切な指導の在り方の啓発に努める。

(3) 部活動用指導手引の普及・活用

- ア 競技団体等が作成した指導手引を活用し指導を行う。
- イ 市作成の「部活動指導者ハンドブック」を活用し指導を行う。

6 適切な休養日等の設定

- ア 部活動における休養日及び活動時間については、以下を基準とする。
- ① 休養日の設定
 - ア) 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。)
 - イ) 長期休業中は、学期中に準じた扱いを行う。また、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
 - ウ) 大会・コンクール等で基準どおりに休養日が確保できない場合には、その前後に代替の休養日を確保し、長期間連続して活動することがないようにする。
 - ② 活動時間
 - ア) 1日の活動時間は、長くとも平日で2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
 - イ) 朝練習を行う場合には、生徒の健康、学校生活や授業に支障のない範囲で実施する。
 - ウ) 練習試合や合同練習会等で基準の活動時間を超えて活動する場合は、生徒の健康管理に十分配慮し、休養時間を適切に設定するとともに、別の日の活動時間を減らすなど、週当たりの活動時間にも留意する。
- イ 市の策定した方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。
- ウ 地域や学校の実態を踏まえ、定期試験前後の一定期間や部活動共通、学校全体の部活動休養日の設定など工夫する。

7 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化活動の環境の整備

- (1) 生徒のニーズ等を踏まえた部活動の環境の整備
- ア 生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動の設置について学校の実態に応じて検討する。
- イ 市は、合同部活動等の取組を推進する。
- ウ 生徒の入退部及び転部について、生徒の意思を尊重する。
- エ 部活動における経済的負担について、十分留意する。
- ① 個人で購入する物品については、高額なものを勧めることがないようにする。
 - ② 個人で使用する物品の購入が困難な場合には、それによって生徒の活動が制限されないよう、学校や部所有の物品を貸し出すなど、十分配慮する。
 - ③ 保護者会費や部費、大会参加費や交通費などの部活動運営に係る経費についても、保護者の経済的な負担を考慮する。
- (2) 地域との連携等
- ア 市は、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化活動の環境整備を検討する。
- イ 環境の充実に向けた取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

8 学校単位で参加する大会等の見直し

- ア 市は、合同部活動等の参加の機会など柔軟に対応できるよう大会主催者等に要請する。
- イ 市は、学校の部活動が参加する大会・コンクール等の全体像を把握し、必要に応じて大会等の統廃合等を主催者に要請する。
- ウ 部活動の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とにならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。また、年間活動計画等を確認し、生徒や部活動顧問の負担が過度とにならないよう、各部活動の大会・コンクール等への参加を承認する。

9 終わりに

- 部活動を通して、生徒が心身にわたる成長と豊かな学校生活の実現が図られるようにする。
- 県教育委員会や市教育委員会、学校や保護者、関係機関等が連携をしながら、部活動が持続可能なものとなるよう適切に対応する必要がある。
- 学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れながら、さらなる適正な部活動の運営を推進していく。